

## 種類と期間

学校保健安全法施行規則 最終改正：平成二一年三月三一日

### 第三章 感染症の予防

(感染症の種類) **第十八条** 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

(出席停止の期間の基準) **第十九条** [令第六条第二項](#) の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

|     | 感染症の種類   | 出席停止期間の基準   |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱<br>クリミア・コンゴ出血熱<br>痘そう<br>南米出血熱<br>ペスト<br>マールブルグ病<br>ラッサ熱<br>急性灰白髄炎<br>ジフテリア<br>重症急性呼吸器症候群<br>鳥インフルエンザ | 治癒するまで  |
| 第二種 | インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く。)<br>百日咳<br>麻疹<br>流行性耳下腺炎<br>風しん<br>水痘<br>咽頭結膜熱<br>結核                                    | 解熱した後二日を経過するまで<br>特有の咳が消失するまで<br>解熱した後三日を経過するまで<br>耳下腺の腫脹が消失するまで<br>発しんが消失するまで<br>すべての発しんが痂皮化するまで<br>主要症状が消失した後二日を経過するまで<br>病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ 細菌性赤痢<br>腸管出血性大腸菌感染症<br>腸チフス<br>パラチフス<br>流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎<br>その他の感染症                                  | 病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで   |

※「その他の感染症」は、医師・学校医から学校感染症として扱うように指示された場合のみ、出席停止となります。

そのため、医師・学校医からの記入をしていただく様式を作成しました。→「学校感染症証明書」

※具体的には病状などにより医師の指示に従うことが必要である。

※取り扱いの混乱を防ぐため、都道府県、都市区単位など教育委員会や医師会などが統一的な基準を定めている例もある。